

2016年9月20日

三井住友信託銀行

振り込め詐欺等の防止への協力に関する協定書締結について
(愛媛県警察本部との協定締結)

三井住友信託銀行株式会社（取締役社長：常陰 均、以下「三井住友信託銀行」）は、振り込め詐欺等特殊詐欺の未然防止活動に関して、今般、愛媛県警察本部と三井住友信託銀行の間で協定を締結しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

三井住友信託銀行は、2015年9月に、高年齢層の顧客保護、社会貢献の見地から「[セキュリティ型信託](#)」(※)を開発し、振り込め詐欺等特殊詐欺の未然防止に取り組んでまいりました。

この度、2016年9月20日、振り込め詐欺等特殊詐欺の未然防止に対する広範な協力を目的に愛媛県警察本部と「振り込め詐欺等特殊詐欺の未然防止に関する協定」を締結いたしました。

今後、相互に緊密に連携して、振り込め詐欺等特殊詐欺の未然防止に関する啓発活動、情報発信、広報活動に取り組んでいくこととしております。

[※セキュリティ型信託](#)の内容については、リンク先から当社ホームページ、または窓口にてご確認ください。

以上